

トピックス

作物残留に係る登録保留基準設定における 作物群分類の見直しについて

環境庁水質保全局土壤農薬課 ^{せき}関 ^や谷 ^{たけ}毅 ^し史

農薬は、農薬取締法に基づく登録制となっており、登録を得なければ販売してはならないとされている。登録申請のあった農薬を登録するかどうかの判断は同法第3条に定めるいくつかの基準（登録保留基準）に照らし行うこととなっているが、このうち作物残留に係る登録保留基準については、申請のあった使用方法で農薬が使用された場合に農作物等に残留した農薬濃度が、食品衛生法に基づく食品規格基準（残留農薬基準）（同基準が設定されていない場合には環境庁長官が農薬の成分ごとに定める基準）に適合しない場合は登録を保留することとされている（昭和46年農林省告示第346号）。

従来、環境庁長官が農薬の成分ごとに定める作物残留に係る登録保留基準値については、原則として、「果実」、「野菜」等の10の作物群（下表における大分類作物群欄に掲げる各分類）ごとに基準値を設定してきた。しかしながら、作物群によっては、含まれる作物の形態、栽培方法等が多岐にわたり、残留実態が大きく異なる作物（例えば大根とピーマン、イチゴとスイカ）が一群とされている一方で、各作物群において最大の残留を示した作物の残留値をもとに、一日摂取許容量の範囲内で登録保留基準値の設定が行われるため、当該作物群内のより残留の少ない作物に対しては、登録保留基準値が実際の使用方法のもとでの残留実態を反映していない場合があった。

このため、環境庁では、よりきめ細かく残留実態を反映した基準値の設定を行えるよう作物群分類の細分化について検討を重ね、今般、農作物の形態、栽培方法、農薬の適用方法、残留分析における供試部位、食品としての摂取量の多寡等を考慮し、農薬の残留実態の類似性及び農薬理論最大摂取量における各作物の寄与率を重視して、従来の作物群分類のうち「麦・雑穀」を2分化、「果実」を7分化、「野菜」を8分化、「豆類」を2分化し、その他従来からの作物群と合わせて25の作物群（下表における新作物群欄に掲げる各分類）に分類することとした。既に平成8年10月29日付け環境庁告示第75号において、新たな各作物群に該当する主たる作物を示すとともに、5農薬について新たな作物群分類ごとの基準値を設定したところである。今後は、新規登録申請農薬はもちろん、既に登録があり、旧作物群分類ごとに作物残留に係る登録保留基準値が設定されている農薬についても、基準値の追加設定又は改正を行う必要のある農薬等から順次、すべての登録（申請）作物における残留実態を改めて確認した上で、新分類による基準値の設定を行うこととなる。

なお、今回の作物群分類の見直しに併せて、残留分析に供する作物の部位についても一部を見直し、作物ごとに上記告示において定めたところである。

表-1 農薬登録保留基準値設定における作物群分類

大分類制作物群	新作物群	主 たる 作 物
米	米	米
麦・雑穀	小麦	小麦
	小麦以外の麦・雑穀	大麦, ライ麦, トウモロコシ (未成熟トウモロコシを含む), その他の麦・雑穀
果実	みかん	ミカン
	みかん以外のカンキツ類	アマナツ, イヨカン, オレンジ(ネーブルオレンジを含む), カボス, グレープフルーツ, スダチ, ナツミカン, ハッサク, ユズ, ライム, レモン, その他のカンキツ類
	第一大粒果実類	モモ, ピワ, キウイ, スイカ, マクワウリおよびメロン類
	第二大粒果実類	ネクタリン, 西洋ナシ, 日本ナシ, マルメロ, リンゴ, バイナップル, バナナ, カキ, その他これらと同程度又はそれ以上の大きさの果実(ミカン, ミカン以外のカンキツ類および第一大粒果実類を除く)
	小粒果実類	アンズ(アプリコットを含む), ウメ, オウトウ(チェリーを含む), スモモ(ブルーを含む), イチゴ, キイチゴ類(ブラックベリーおよびラズベリーを含む), ブドウ, その他これらと同程度又はそれ以下の大きさの果実(ミカン, ミカン以外のカンキツ類, 第一大粒果実類, 第二大粒果実類, オイルシードおよびナッツ類を除く)
	オイルシード	ゴマの種子, ナタネ, ヒマワリの種子, ベニバナの種子, 綿実, その他のオイルシード
	ナッツ類	ギンナン, クリ, クルミ, その他のナッツ類
野菜	第一果菜類	オクラ, シシトウ, トウガラシおよびピーマン
	第二果菜類	カボチャ, キュウリ, シロウリ, トウガン, ニガウリ, ユウガオ, トマト, ナス, その他の果菜類(第一果菜類を除く)
	さや付未成熟豆類	エダマメ, 未成熟インゲン, 未成熟エンドウ, その他の未成熟豆類
	第一葉菜類	キャベツ(芽キャベツを除く)およびハクサイ
	第二葉菜類	カブ類の葉, クレソン, ダイコン類(ラディッシュを含む)の葉, 芽キャベツ, カリフラワー, ブロッコリー, カラシナ, キョウナ, タカナ, ノザワナ, コまつナ, シュンギク, セロリ, チンゲンサイ, パセリ, ミツバ, レタス, アスパラガス, ネギ, ワケギ, ホウレンソウ, その他の葉菜類(第一葉菜類を除く)
	根・茎類	カブ類の根, ダイコン類(ラディッシュを含む)の根, 西洋ワサビ, ゴボウ, ニンジン, レンコン, クワイ, ショウガ, タケノコ, ワサビ, その他根菜類
	鱗茎類	タマネギ, 食用ユリの根, ニンニク, ラッキョウ, その他の鱗茎類
いも類	きのこ類	エノキタケ, シイタケ, ナメコ, ヒラタケ, マイタケ, マッシュルーム, その他のキノコ類
	いも類	カンショ, コンニャクイモ, サトイモ類(ヤツガシラを含む), パレイショ, ヤマイモ, その他のイモ類
豆類	大豆	ダイズ
	大豆以外の豆類	エンドウ, 小豆類(インゲン, ササゲを含む), ソラ豆(未成熟ソラ豆を含む), ラッカセイ, その他のマメ類
てんさい	てんさい	テンサイ
さとうきび	さとうきび	サトウキビ
茶	茶	茶
ホップ	ホップ	ホップ